

平成31年度（2019年度）相談支援従事者初任者研修募集要項

1 研修の目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得及び相談支援に従事する者の資質向上等を目的として、群馬県相談支援従事者研修事業実施要項に基づき、相談支援従事者初任者研修を実施する。

2 実施主体

群馬県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して実施します。

3 研修期間(全5日間) 及び研修会場

研修課程区分	日程	会場
基礎課程 (2日間)	6月5日(水)、6月6日(木)	昌賢学園前橋ホール 小ホール (前橋市民文化ホール)
相談支援専門員課程 (3日間)	【A日程】 6月下旬～8月上旬頃	※受講決定時に通知
	【B日程】 7月下旬～9月上旬頃	※受講決定時に通知

4 研修内容

研修は、別紙1『平成31年度（2019年度）相談支援従事者初任者研修カリキュラム（案）』に基づき実施します。

※カリキュラムは、現時点の案となりますので、今後変更する場合があります。

5 受講対象者

本研修受講者はアまたはイに該当する者とする。

ア．原則として、群馬県内に所在する事業所等に所属し、相談支援事業に従事しようとする者

イ．原則として、群馬県内に所在する事業所等に所属し、各事業所等においてサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の業務に従事しようとする者

なお、イに掲げる受講者については、本研修では基礎課程のみを受講とする。

(別途、サービス管理責任者研修等基礎研修の受講が必要となります。)

※受講定員を越えた場合は、県内の事業所に従事する者を優先します。

6 募集定員

募集定員は基礎課程を250名程度とし、相談支援専門員課程を140名程度（A日程70名程度、B日程70名程度）とする。

7 受講申込み、提出期限等

受講を希望する者は、**2019年5月10日（金）【消印有効】**までに、次の①及び②を提出すること。なお、同一法人で複数の申込みをする場合は、取りまとめて提出すること。封書には「初任者研修申込書類在中」と朱書きすること。

※ 提出期限を経過して届いた申込書類については、受理しないので、留意すること。

<提出書類>

※ 郵送及び電子メール両方で提出すること。何れか一方の場合は、受理しないので、特に留意すること。

1 郵送により、次の書類を提出する。

①基礎課程・相談支援専門員課程の受講を希望する場合（相談支援専門員の研修要件）

(1) 提出書類チェック表（様式1）

申込者1名につきチェック表を1枚作成し、提出前に書類等の不備がないか、確認すること。

(2) 受講者推薦・申込書（様式2-1）

(3) 実務経験（見込）証明書（様式2-2）

(4) 実務経験通算表（様式2-3）

(5) 返信用封筒（受講可否通知の送付に使用します。）

92円切手を貼った返信用封筒 [大きさ：長形3号 12cm×23.5cm]

（5名以上申し込む場合は、返信用封筒[大きさ：角形2号 24cm×33.2cm] 205円切手を貼ること。）

返信用封筒には、返信先の住所、所属法人(事業所)名及び担当者名を明記すること。併せて、宛先に（様、御中等）を記載すること。

②基礎課程のみの受講を希望する場合（サービス管理責任者等の研修要件）

(1) 提出書類チェック表（様式1）

申込者1名につきチェック表を1枚作成し、提出前に書類等の不備がないか、確認すること。

(2) 受講者推薦・申込書（様式3）

(3) 返信用封筒（受講可否通知の送付に使用します。）

92円切手を貼った返信用封筒 [大きさ：長形3号 12cm×23.5cm]

（5名以上申し込む場合は、返信用封筒[大きさ：角形2号 24cm×33.2cm] 205円切手を貼ること。）

返信用封筒には、返信先の住所、所属法人(事業所)名及び担当者名を明記すること。併せて、宛先に（様、御中等）を記載すること。

※①と②は併願ができないので、留意すること。

より多くの方に、各資格に基づいた業務に従事していただくため、併願については御遠慮いただいています。

2 電子メールにより、「受講者推薦・申込書」(エクセルファイル)のみを提出する。

【基礎課程・相談支援専門員課程の受講を希望する場合(相談支援専門員の研修要件)】

- ・受講者推薦・申込書(様式2-1)

【基礎課程のみの受講を希望する場合(サービス管理責任者等の研修要件)】

- ・受講者推薦・申込書(様式3)

※ 「受講者推薦・申込書」はお一人ごとに作成してください。シートの追加はしないでください。

※ ファイル名は「受講申込書(法人名 受講申込者名)」とし、法人名及び受講申込者名を付してください。

記載例：受講申込書(ぐんま会 前橋花子)

※ 電子メールの件名には、必ず「【初任者研修】」及び「法人名等」を記載してください。

記載例：【初任者研修】ぐんま会

<群馬県及び委託先のホームページに申込書の様式等を掲載しております>

- ・群馬県

群馬県トップページ > 健康・福祉 > 障害児・障害者 > 研修案内・ボランティア募集等 > 平成31年度(2019年度)相談支援従事者初任者研修を開催します

- ・委託先

「プログレ総合研究所」または「大宮福祉カレッジ」で検索
大宮福祉カレッジHP > トップページ「群馬県平成31年度障害福祉従事者等研修」 > 相談支援従事者初任者研修

<申込先>

①郵送書類の申込先

〒370-0045 群馬県高崎市東町70 イースト70ビル2階
有限会社プログレ総合研究所
群馬県障害福祉従事者等研修事業担当あて

②電子メールの申込先

有限会社プログレ総合研究所
E-mail : taka@omiya-fukushi.co.jp

<受講申込みにあたっての留意事項>

- (1) 「受講者推薦・申込書」には、必ず代表者印を押印してください。
なお、事業所に所属していない方は、事業所名、事業所所在地、事業所電話番号、事業所E-mail欄に個人情報を御記入ください。
- (2) 課題等を電子メールでお知らせしますので、電子メールの誤記入に御注意ください(課題等が届かない場合があります。)
- (3) 「受講者推薦・申込書」に記載された受講者氏名及び生年月日により修了証書を作成しますので、本人に確認するなど誤りのないように記載してください。
- (4) 4月27日(土)～5月6日(月)の期間については、問い合わせに対する対応ができませんので、あらかじめ御了承ください。

8 受講費用

1日あたり2,000円(研修資料代等 ※実費相当分)

【基礎課程・相談支援専門員課程の受講】 5日間 10,000円

【基礎課程のみの受講】 2日間 4,000円

※受講費用は、受講決定通知に同封する振込書にてお支払いしていただきます。

振込書の控えを「受講票」に貼り付け、研修初日に御提出ください。詳しい支払い方法については、受講決定通知に同封します。

9 受講者の決定

受講決定可否の通知については、委託事業所から各事業所等へ郵送(申込書に同封された返信用封筒を使用)により行います。

なお、本研修については、受講申込者が多数見込まれること、また、本県における計画相談支援及び障害児相談支援の体制整備を促進させることを目的に実施することから、受講者を決定する際には、受講理由を確認し、相談支援専門員として業務を行うことが見込まれる方を優先して決定します。サービス管理責任者等においても、受講定員を超えた場合は、県内の事業所等に従事する者を優先して決定します。

□発送予定日：2019年5月24日(金)

※ 受講決定可否の通知が発送予定日をしばらく過ぎても届かない場合は、お手数ですが、下記問い合わせ先まで連絡ください。

10 修了証書の交付等

研修課程区分に定める全課程を修了した者には、修了証書を交付します。

なお、『基礎課程・相談支援専門員課程を受講する方(相談支援専門員の研修要件)』は、研修受講のほか、次に示す課題を決められた期限までに提出することを修了の要件とします。

※ 修了証書の再発行は行わないので、紛失しないように留意のこと。

※ 期日までに課題を提出できなかった場合、課題の提出にあたって不正が確認できた場合等については、修了証書は交付しません。

課題①：障害者総合支援法及び児童福祉法における障害福祉サービス一覧表を作成する。

課題②：受講者自身が地域生活をする(又は目指す)障害児・障害者に対してケアマネジメントの手法を用いてサービス等利用計画案等を作成する。

※様式及び提出期限については、別途受講者あて通知します。

11 研修修了者の市町村への情報提供及び研修修了者の従事状況調査の実施について

県内における相談支援の提供体制の整備を推進し、相談支援事業所に従事する相談支援専門員の確保を図るため、同意の得られた受講者については、群馬県が市町村へ当該市町村の区域内に所在する事業所に所属する本研修修了者の情報(所属法人名、事業所名及び修了者氏名)を提供します。

また、年度末頃に、今後の本県における相談支援体制の基礎資料とするため、群馬県が相談支援専門員課程修了者の従事状況調査を実施します。

12 その他留意事項

- (1) 原則として遅刻は認めない。天候や駐車場の混雑等を考慮し、早目の対応をすること。
- (2) 原則として受講中の退席は認めない。なるべく休憩時間に対応するほか、必要な場合は係員等に相談すること。
- (3) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方や、期日までに課題を提出しない方には修了証書を交付しないので、注意すること。
- (4) 相談支援専門員として従事するためには、相談支援専門員課程を修了するとともに、**相談支援専門員としての実務経験を満たしている必要がある**ので留意すること。

<受講者推薦・申込書の送付先及び研修に関する問い合わせ先>

〒370-0045

群馬県高崎市東町70 イースト70ビル2階

有限会社プログレ総合研究所

群馬県障害福祉従事者等研修事業担当あて

電話番号：027-330-2690（平日9：00～18：00）

FAX：027-327-0801

E-mail：taka@omiya-fukushi.co.jp

※4月27日(土)～5月6日(月)の期間については、問合せに対する対応ができませんので、あらかじめ御了承ください。

<群馬県及び委託先のホームページに申込書の様式等を掲載しております>

・群馬県

群馬県トップページ > 健康・福祉 > 障害児・障害者 > 研修案内・ボランティア募集等 > 平成31年度（2019年度）相談支援従事者初任者研修を開催します

・委託先

「プログレ総合研究所」または「大宮福祉カレッジ」で検索
大宮福祉カレッジHP > トップページ「群馬県平成30年度障害福祉従事者等研修」 > 相談支援従事者初任者研修